

【お知らせ】奨学のための給付金(家計急変) 新入生への4～6月分相当額の前倒し給付について

愛媛県教育委員会高校教育課

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程等（特別支援学校高等部を除く））の生徒の保護者等に対し、「奨学のための給付金（返済不要、申請必要）」を支給します。

従来は、年額の一括給付（7月1日基準日）のみでしたが、このたび、新入生のうち希望者を対象に、4月1日を基準日として、4～6月分相当額の前倒し給付を行うこととしました。

なお、本給付金は、保護者等が在住する都道府県において支給することとなりますので、愛媛県外に在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

1 家計急変世帯への支援について

給付金の支給対象外の世帯で、失職や倒産等の事由により保護者等の収入が激減し、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯に相当すると認められる場合に、給付金の支給を申請することができます。

新入生が4～6月分相当額の前倒し給付を申請する場合は、令和2年1月から入学日前までに発生した家計急変が対象となります。家計急変発生後1年間の年収見込みが道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税である世帯に相当する場合、「2 支給要件」（2）を満たすとみなされます。

なお、在校生及び4～6月分相当額の前倒し給付を申請しない新入生の家計急変による給付金申請については、7月中旬頃、通常申請（7月1日基準日）の案内時にお知らせします。

<ポイント>

- 令和2年度（令和元年年分）の保護者等全員の都道府県民税及び市町村民税所得割額が課税世帯である。
- 令和2年1月～入学日前までの期間に、保護者等の失職、倒産、死亡等の事由により、世帯の収入が激減
- 家計急変後の向こう1年間の世帯年収見込額が道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯に相当し、同等の状況が継続している
- 年額を受給するためには申請が2回必要（基準日4月1日、7月1日）
- 通常申請（7月1日現在）の場合は、1度の申請で年額を支給

2 支給要件（4月1日に次の要件を全て満たすこと）

(1) 保護者等が愛媛県内に住所を有している

(2) 次の要件に該当する世帯である

令和2年1月から入学日前の間に家計が急変し、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯に相当すると認められる世帯（※詳細は「1 家計急変世帯への支援について」参照）

(3) 基準日に在学している

※ 基準日に休学している場合は原則として支給対象外です。

(4) 児童福祉法による措置費等の支弁対象者であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

3 支給額（対象生徒一人あたりの額）

世帯区分		国公立			
		通信制以外		通信制	
		4～6月分	7～3月分	4～6月分	7～3月分
令和2年1月～入学日前に 家計が急変したことにより 世帯収入が道府県民税所得割及び 市町村民税所得割合算額非課税 世帯に相当することとなった世帯		27,525円	82,575円	12,125円	36,375円
15歳以上（中学生を除く） 23歳未満の扶養されている 兄弟姉妹がいる世帯		35,425円	106,275円	12,125円	36,375円

※ 4～6月分の前倒し給付を受けた者が7～3月分の給付を申請した場合、7月1日現在の状況によっては、7～3月分の給付額が上記と異なる場合があります。

※ 給付回数は高校生等1人につき年1回・通算3回（定時制・通信制の場合は4回）が上限です。ただし、高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）対象者である場合、上記回数に加えて1回（定時制・通信制の場合は最大2回まで）給付を受けることができます。なお、前倒し給付により4～6月分と7～3月分を分けて受給した場合はあわせて1回とカウントしますが、4～6月分の前倒し給付のみを受けて7～3月分の給付を受けなかった場合も1回とみなします。

※ 前倒し給付を受けない場合の年額は表の4～6月分と7～3月分をあわせた額です。

4 提出期限及び支給時期等

提出期限：令和3年5月20日（木）

提出先：在籍する学校

支給時期：7～8月頃予定（申請時に指定した口座へ振込）

※ 申請者の数や申請書類の状況によって、支給時期が前後する可能性がありますのでご了承ください。

5 申請方法（在籍する学校を通じて申請）

4～6月分相当額の前倒し給付を申請する新入生は、世帯区分に応じた必要書類を在籍する学校へ提出期限までに提出してください。

世帯区分	提出書類
令和2年1月～入学日前に 家計が急変したことにより 世帯収入が道府県民税所得割及び 市町村民税所得割合算額非課税 世帯に相当することとなった世帯	(1)奨学のための給付金に係る提出書類等確認票 (2)高校生等奨学給付金(家計急変)支給申請書(様式第1号の2) ・支給申請書(両面印刷) ・給付金振込先について(注1) (3)申請者の属する世帯の住民票(続柄あり、写し可)(注2) (4)奨学のための給付金に係る家計急変の状況確認票 (5)保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類(注3) (6)保護者等の家計急変前の収入を証明する書類(注4) (7)保護者等の家計急変後の収入が住民税非課税世帯に 相当することを証明する書類(注5) (8)扶養誓約書(様式第3号)(注6) ※扶養親族がいる場合

注1 申請者（保護者等）名義の口座を記入し、通帳の写しを貼り付けてください。

注2 保護者等及び申請対象の高校生等が記載された世帯全員の住民票（基準日以降に取得したもの）を提出してください。住民票は、続柄が表示され、個人番号が省略されているものとしてください。なお、保護者等が単身赴任をしている場合、当該保護者等の住民票も提出が必要です。

注3 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出書、死亡診断書 等

注4 令和2年度（令和元年分）に係る課税証明書、特別徴収額の決定・変更通知書、市町民税の納税通知書 等

注5 会社作成の給与見込証明書、直近3か月の給与明細書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類 等

注6 申請書（様式第1号）に記入した扶養親族の健康保険証の写しを貼り付けてください。公的な書類（健康保険証等）で扶養の事実が確認できない場合は、誓約書欄に必要事項を記入してください。

学校徴収金との相殺について

愛媛県内の学校に在学する者で、学校長が認めた場合は、保護者等が負担する授業料以外の教育費（学校徴収金）と給付金を相殺することも可能です。相殺を希望する場合は、申請書類と併せて、「委任状（様式第5号）」を提出してください。

なお、委任状を提出した場合、給付金は学校徴収金に充てられるため、申請者（保護者等）の口座には振り込まれません。

6 申請書等配布場所

- 愛媛県内の国公立高等学校等の事務室
- 高校教育課（松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第一別館10階）
- 東予教育事務所（西条市喜多川796-1 東予地方局6階）
- 中予教育事務所（松山市北持田町132 中予地方局6階）
- 南予教育事務所（宇和島市天神町7-1 南予地方局6階）
- 愛媛県ホームページからダウンロード

<https://www.pref.ehime.jp/k70400/shogakukyuhukin.html>

[ホーム] → [教育・文化・スポーツ] → [学校教育] → [高等学校] → [愛媛県高等学校等奨学のための給付金について]

7 その他

虚偽の申請等により、不正に給付金の支給を受けた場合は、給付金を返還し、加算金を納付することとなります。